

## 令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）会議録（第4日）

令和7年9月24日

午前10時開議

### 議事日程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 3 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上7件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第67号 太子町保健福祉社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上11件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 20 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(令和6年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 21 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 25 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 27 議員派遣について
- 28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

#### 本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 3 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上7件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第67号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上11件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 20 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(令和6年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 21 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 25 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

27 議員派遣について

28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

**会議に出席した議員**

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

**会議に欠席した議員**

なし

**会議に出席した事務局職員**

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	西村和佳奈		

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

---

(開議 午前10時00分)

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和7年第6回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長（首藤佳隆） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第2 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について**

- 日程第3 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議についてから日程第8、議案第80号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案7件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 皆さんおはようございます。

ただいまより総務経済建設常任委員会に付託されました7件の案件について、委員会の審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第63号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、公の施設の区域外設置に関する協議について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3。審査経過及び結果。

(1)審査経過。

①工事期間と歩行者用通路が完成する時期はとの質疑に、兵庫県が施工予定で、工期は令和9年度から令和10年度である、歩行者用通路は令和10年度中には開通する予定であるとの答弁があった。

②太子町糸井（鍛治田）地区からJR山陽本線の茶ノ木踏切までの歩行者用道路について、町道から県道太子御津線をつなぐ延長87.3メートル、幅員2.2メートルの歩道のうち、姫路市域である60メートル区間を協議すると考えてよいかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

③地方自治法第244条の3で普通地方公共団体は区域外においても関係普通地方公共団体との協議により公の施設を設けることができるが、提案説明で2メートルの道路であれば姫路市は引き取らないと説明があった、これは確かにとの質疑に、姫路市は新規の場合、4.5メートルの道路幅でないと引き取らないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第64号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①当該職員が40歳に達した日の属する年度において、職員の配偶者等に対する職員の介護が必要との申出があった場合は面談等の措置を講じなければならないと規定する事項を知らせなければならないと記載があるが、なぜ40歳なのかとの質疑に、職員が40歳になる頃には父母等が高齢になり介護を必要とする状況を勘案しているとの答弁があった。

②介護両立支援制度等に関する相談体制の整備とはどのような体制かとの質疑に、職員から相談の申出があった場合に人事担当部局や所属長が制度等の周知や相談を行う体制を整え、場合によってはケアマネジャー等の介護専門家への相談を勧めるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第65号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①本条例の改正にあたり職員の環境や意識がどのように変わらのかとの質疑に、部分休業制度が拡充されることに伴い仕事と育児が両立しやすい環境ができるこや育児による離職防止の意識づけにもなるとの答弁があった。

②町独自の特例を設ける考えはないのかとの質疑に、小学校就学前の未就学児を養育する職員は1日最大2時間を限度として休業できることや年間77.5時間休業できるため、町独自の特例は考えていないとの答弁があった。

③育児休業制度を取得している職員の割合はとの質疑に、取得率は女性職員が100%、男性職員は本年度においては約67%であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第69号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

①町内在住者と町外在住者で使用料に違いがあるが、どのように町内在住者かどうか判断する

のかとの質疑に、申告の内容を基に判断するとの答弁があった。

②営利目的の使用料が10割増しに統一されているが、その理由はとの質疑に、他の公共施設全般に足並みをそろえたとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第78号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①災害時等において他の自治体の応援を得て復旧する場合を想定した改正だと思うが、これまで太子町で災害があった場合、応援を受けた事例はあるかとの質疑に、事例はないとの答弁があった。

②上下水道事業所で非常時の体制づくりや応援を受けたときのマニュアルを作成しているかとの質疑に、太子町災害対策行動指針を設けており、対外的な自治体の応援要請等について制定しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第79号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月1日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①公認業者を指定工事店に変更する理由はとの質疑に、今回の条例改正が全国一律に行われるため、名称変更したとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第80号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①合併浄化槽を設置している家庭は少なくなっていると思うが何件ぐらいかとの質疑に、地理

的条件によって整備できない場所へ町が公費で設置している浄化槽は8件、そのほか公共下水道が整備されている区域では150件程度との答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決定した。

以上で総務経済建設常任委員会に付託されました付託案件について委員会の審査報告を行いました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第64号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第69号太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第78号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第79号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第80号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時23分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- ~~~~~
- 日程第 9 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第67号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第15 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第16 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第17 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第18 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第19 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第66号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、議案第77号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案11件については、所管の福祉文教常任委員会へ付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案第66号から11件について、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第66号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

### 3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①施行日が令和8年2月1日となっている理由はとの質疑に、町のシステムの標準化に合わせたためであるとの答弁があった。

②改正に至った経緯はとの質疑に、マイナンバーカードの利用者、取得者が普及している状況でコンビニ交付の手数料を下げることで、より多くの方に利用していただきたいということで、改正するものであるとの答弁があった。

③どのような効果があるのかとの質疑に、利用者の負担軽減と行財政改革の一環として効率的な窓口業務運営につながると考えているとの答弁があった。

④手数料の下げ幅は市町によって違うのかとの質疑に、6月末時点で県内34市町が既に引下げを実施しているが、証明書によって下げ幅が違っている場合もあり、金額は全国的にもまちまちであるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第67号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第67号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

### 3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①参考資料に一般住民等の施設利用とあるが一般住民等とはどういう意味かとの質疑に、一般住民等というのは健康づくりや福祉活動をされる町民の方や団体ということであるとの答弁があった。

②リニューアルする保健福祉会館の中に保健福祉施設（老人福祉センターを含む）と石海公民館の2つは別のものとして入り、石海公民館以外の部分では貸し館はなくなるのかとの質疑に、貸し館機能は石海公民館へ集約するため貸し館はなくなるとの答弁があった。

③保健福祉会館の利用時間は第6条第1項で午後5時までになっている、公民館は今回の条例改正で午後9時までになり、同じ会館内だが区域を分けるようになるのかとの質疑に、公民館のエリアは公民館の設置管理条例が適用される。それ以外のところは保健福祉会館の設置管理条例の適用になると答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第68号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第68号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

### 3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①太子町はこれまで使用料を値上げしていなかったため、同類の施設や周辺の施設と比較し安い使用料となっていたが、激変緩和措置の1.5倍を適用したのはなぜかとの質疑に、当施設の利用者負担割合は現行では15.8%であり、改正後の料金に基づくと23.7%まで上がる。しかし、「太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本指針」によると、当施設は大半の住民が必要とし、民間でも整備が可能という施設に分類され、本来、利用者負担割合は50%に定める施設になる。その乖離を踏まえると改正案の2.2倍の料金にしないと50%に達しない、更に2.2倍となると非常に借りにくい施設になることを配慮し、今回は激変緩和措置を適用したとの答弁があつた。

②今後、部活動の地域移行での活用が必要になってくる中で、町立中学校の部活動の使用について減免が100分の50となっている理由はとの質疑に、部活動については本来は学校で実施していただき、総合公園等は社会教育の一般住民に貸し出す形が理想であり、相応の負担をお願いしたいと考えるとの答弁があつた。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第71号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第71号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3。審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①龍田幼稚園の廃園は龍田地区においては大きな出来事であるが、地域の方から何か意見はあったかとの質疑に、令和6年度にアンケート調査を行ったが、あまり反応がなく回答も少ない状態であったとの答弁があつた。

②今後、龍田幼稚園区の方で幼稚園希望者があった場合は町内の希望する3園に入園できるということでよいかとの質疑に、「太子町立幼稚園の通園区域に関する規則」に規定されている園区外通園の規定を適用し、希望する他の町立幼稚園を選んでいただくことになるとの答弁があつた。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第70号の報告をします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第70号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①施設の使用時間を午後9時までに変更している理由はとの質疑に、30分短縮の理由は午前、午後、夜間の区分の間に1時間と30分の休みがあったものを整理し、時間単位の使用としたことと、町の他の施設が午後9時までとしているところが多いため、そこに合わせているとの答弁があった。

②時間単位の使用に変えた経緯はとの質疑に、今回統一的におおむね1.5倍に使用料が上がるのと、短時間で使用する場合、従来の午前、午後といった4時間区分にすると非常に金額が跳ね上がるため、短時間の利用をしたいという声にも配慮したとの答弁があった。

③減免規定についても全町で統一を図るという考え方との質疑に、学校の条例に減免規定は入っていたが町内の各施設で差異があるため、今回それぞれの施設で統一し、減免規定は規則としたとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第72号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第72号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回の改正で開館時間が午後10時から午後9時までになるが、それによって利用者の使い勝手が悪くなるといった懸念はとの質疑に、現在、午後7時半から活動を開始しているグループには開始を少し早めていただき、午後9時に終えるような調整を考えている、その他の夜間の活動は特にないため影響はないとの答弁があった。

②エアコンについて、改正後の条例では冷暖房費の使用に関する規定が省かれているが、エアコンを使用する際の料金は変わらないという認識でよいかとの質疑に、同額であるとの答弁があった。

③公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針において南総合センターは見直しの対象からは外れている、これは設置目的によるものと思われるが、今回同時に料金改定された理由はとの質疑に、南総合センターは社会福祉法に基づく隣保館という扱いであったが、平成30年4月からは空き部屋を有効活用する目的で人権教育以外の活用については有料で定める例外的な扱いで料金を徴収しており、その部分について改定を行ったとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第73号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第73号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①石海公民館の移転について周知や案内を確実にしていただきたいが、どのように考えているのかとの質疑に、自主活動グループには既に説明をし、一般の方については本条例の可決後、使用料の改正に併せて場所の移転についても広く周知したいと考えているとの答弁があった。

②今回の条例改正で全ての公民館の閉館時間が午後10時から午後9時までに改正されるが、その周知についてはどのようにするのかとの質疑に、まだ周知しておらず、本議案可決後、開館時間の短縮を知らせることになる、自主活動グループについては現在、夜間に使用されている1グループと直接話をすることになると思う、一般の方にも、広報等を通じて広く周知したいとの答弁があった。

③各公民館での午後9時から午後10時の利用実態はとの質疑に、公民館については夜間の使用がない場合は公民館を閉めることを条例に規定している、現在、1グループが夜間に活動されているが、ほかの3校区の公民館では基本夜間はほぼ閉めている状態であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第74号について報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第74号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①営利、営業、宣伝を目的とする場合について15割を10割に引き下げる理由はとの質疑に、営利団体については使用料の10割増し、またエアコンを使用される場合も10割増しとなっている。基本使用料をおおむね1.5倍に上げているので相当上がる、他の団体を見てもおおよそ10割と定めているので10割で設定させていただいたとの答弁があった。

②文化会館の閉館時刻は午後10時と据え置きになっているが、今回の他の改正では午後9時を標準としているように見受けられる、文化会館だけで据え置いた理由はとの質疑に、午後9時という時間設定は買取公演の興行主にとって非常にやりにくいところがあるので午後10時にした、近隣においてもほぼ午後10時となっており改正には至らなかったとの答弁があった。

③特別使用料について1,000円未満でも入場料を徴収したら営利ではないのかとの質疑に、特別使用料には入場料等の額を定めているものと営利、営業、宣伝を目的とする場合がある、物販や企業が使用される営利的な活動については10割を加算して徴収することとしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第75号について報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第75号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①地域交流館についても午後10時までを午後9時までとするということだが、これは貸し館だけでなく1階の交流ラウンジも含めるのかとの質疑に、貸し館及び1階のスペースも含め地域交流館全体であるとの答弁があった。

②地域交流館1階の交流ラウンジは自習室として子供たちが非常に多く利用しており、かなり夜遅くまで残って勉強している姿を見かける、そのあたりをどのように分析されたのかとの質疑に、1階部分については中学生や高校生が非常に多い、兵庫県の青少年愛護条例では午後11時以降の外出は禁止となっており、午後10時というのはかなり遅い時刻まで開けているという認識である、今回行財政改革の午後9時だけにこだわったのではなく、主に中高生の安全面を配慮して、午後9時にすべきであるというのは教育委員会の意向であることも理解いただきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第76号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第76号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①使用料の100円の値上げ等はどういう考え方に基づくものなのかとの質疑に、体育館は令和2年6月1日の改正でアリーナについては1.5倍という対応をしたので今回はアリーナについては改正していない、多目的ルームについてはエアコン込みという形で改正している、卓球場については令和2年度にも改正しているが、今回他市町との均衡を踏まえた上で若干の値上げをしたとの答弁があった。

②本条例で町内在住者と町外在住者という規定はないのかとの質疑に、町民体育館の場合は太子町外の方が使用される場合には使用料に100円（中学生以下は50円）を加算するという規定があり、その部分は今回も残しているとの答弁があった。

③体育館の申込みや予約において町内、町外をどのように区分されているのかとの質疑に、申請者の住所及び事業所の所在地で区分しており、施設予約システムでの本人の申出によるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第77号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第77号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回、令和4年度と引き続き再度値上げとなるが、その分施設の管理、整備等もしっかりとやっているべきかとの質疑に、今回は行財政改革の一環として1.5倍のルールを適用した。当施設も50%の負担割合にするには総合公園と同様さらに2.2倍上げないと50%に至らない施設となっている。上げ幅としてはまだ足りない状況ではあるが値上げとなるので、グラウンドの整備等、利用者にとって快適に利用いただけるように努めたいとの答弁があった。

②例えば認定こども園の減免規定が文言としてなくなる等、条例改正により減免対象をえたことへのフォローはとの質疑に、減免規定を廃止する中で団体の利用実績等を調べた。認定こども園等については基本的には自身の園で実施している行事が多い。しかし、特に自主活動グループについての減免を廃止するので来年度の申請時に説明するなど丁寧な対応が必要と考えているとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第66号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第67号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第68号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第71号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第70号太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第72号太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第73号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 日本共産党の玉田晶久でございます。

議案第73号について反対討論をいたします。

今回の条例改正で町の施設の全般の利用料の値上げが行われておりますけれども、とりわけ各地域に置かれている公民館は地域コミュニティーの中心にある特別な場所で、公民館を利用した趣味あるいは生きがいや地域活動の協議のためになくてはならない、そういう施設であると考えております。提案理由の中で受益者負担の原則と述べられておりますけれども、この原則は慎重でなければならないと考えております。例えば住民の交通確保のために公共交通のバスに税金を補助したり、あるいは高校授業料の無償化施策であったり、学校給食の無償化に税金を投入したり、医療費の無料化に貢献したりと受益者の負担をなくしたり、あるいは少なくしたりする施策は枚挙にいとまがありません。地域に密着したこの4つの公民館の利用料は控えるべきで、値上げせずに現状のまま公費の負担で賄うべきだと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第74号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第75号太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第76号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第77号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第20 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第20、認定第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、令和6年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和6年度一般会計決算委員長堀卓史議員。

○堀 卓史議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げて報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月8日月曜日午前10時から午後4時18分。令和7年9月9日火曜日午前10時から午後5時12分。令和7年9月10日水曜日午前10時から午後4時25分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過については、別紙のとおり。

(2) 審査結果は、賛成多数で認定すべきものと決した。

賛成、山本副委員長、出原委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

(3) 会議録は、後日希望者に配付する。

令和6年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)令和6年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受け止め、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は、「入をはかり、出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入をはかって出を制する立場を理解し、合せて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関わる事務を処理する職員は法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定められているところに従い、それぞれの職分に応じ歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑応答を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

全般について。

令和6年度決算において財政指標の変動については、懸案であった大型公共施設の整備や老朽化に対応した結果であり、止むを得ない側面がある。厳しい財政環境下ではあるが、引き続き健全性の維持に向けた努力を期待する。

事業執行にあたっては、国・県の有利な補助制度を積極的かつ確実に活用し、限られた財源の中で最大限の効果を發揮するよう努めることが望まれる。また、行財政改革の取り組みは、一定の成果を上げており、評価に値する。今後もその姿勢を継続し、より一層の業務の効率化と住民サービスの向上を目指し改革を推進されたい。

歳入について。

町税については、定額減税による個人町民税減収の影響もあり昨年度を下回ったものの、個人所得や企業業績の回復等によりおおむね良好であると言える。しかし、税負担の公平性の観点から、引き続き滞納整理強化に努めるとともに将来の不納欠損を増やさないためにも口座振替やコンビニ納付等のPRに努め、納税者の利便性向上を図ること。また、引き続き国や県の動向を注視し、交付金や補助金の有効な活用を研究すること。さらに、特産品の開発を通じて町の魅力を発信し、ふるさと応援寄附金の増額を図るなど歳入の確保に努めること。

歳出について。

こどもえがお課の創設により、子ども・子育て支援に関する情報の一元化と組織間の連携が進展し、一定の成果が認められる。

現在、重層的支援体制の構築を進めており、今後も全庁的な協力体制の下、柔軟で持続可能な支援のあり方を追求すること。

DXの推進は、業務の効率化やサービスの向上などにおいて必要不可欠である。AIやクラウド技術の活用にあたっては、費用対効果を十分に検証し、住民福祉に資する形での導入を図ること。

さらに、審査質疑の過程で明確になった以下の点について事業の推進と改善を求める。

1、がん検診や各種予防接種など、町民の健康維持に資する予防医療の継続的な推進を図ること。

と。

2、有害鳥獣による農業被害を抑制するため、情報収集と関係機関との連携を強めること。また、新規就農者の育成を図り農業振興に努めること。

3、子供たちの体験の場は成長に必要なものであるので、その機会を十分に提供すること。

その他各課に対する個別意見は委員会中に各委員から行われた指摘事項等を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で令和6年度一般会計決算委員会委員長堀卓史議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度一般会計決算に反対の立場で討論を行います。

今般の物価高騰によって、町民の暮らしは大変厳しい状況であります。このような中にあって、国や県の悪政から町民を守る防波堤の役割を果たす一般会計であるべきだと考えております。子供に対する施策は前向きに考えている一方で、実質切下げの年金生活者をはじめとする高齢者の施策に乏しいものがあります。目減りする年金生活者は、高過ぎる国民健康保険税や後期高齢者医療保険税あるいは介護保険料に苦しんでおります。一般会計からの繰り出しが、国、県、町の負担割合を理由に低いままになっております。これらに象徴されるように、高齢者にはますます負担となる決算になっております。

一方で、播磨臨海地域道路計画は現在、明石西から姫路市の広畠までのルートが発表されており、住宅地や学校を通り分断すること、P C B汚染土が埋設されている土地に計画されている、とりわけ軟弱地盤が連続する沿岸部に計画することは地震にも弱い施設を造ることになります。姫路バイパスや加古川バイパスの交通量が減っていることからも有料道路となる播磨臨海道路は中止すべきと考えますけれども、町当局はこの事業の必要性を述べられました。私は無駄の多い大型開発優先の施策から、身近な生活インフラの整備に転換を図るべきだと考えております。

以上のことから本決算には賛成できない旨を述べて反対討論いたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

令和6年度一般会計決算におきましては、各担当課がそれぞれの部門で期初に立てられた課題解決のために努力されていることがよく分かるものでございました。とりわけ、こどもえがお課の創設については子ども・子育てに関する窓口が1つになったことにとどまらず、情報を複数の担当課で共有し組織間の協力が進んだことで、結果として相談件数が増加し、支援事業が拡大されるなど、必要とする住民に届く施策になっていることは行財政改革の1つの大きな成果ではな

かったかと思います。特に福祉の分野では多様化、複雑化する生活困難に対応して重層的な支援体制の構築が必要と言われておりますが、ほかの部門におきましても恐らく部課を横断した協力体制により、住民のニーズにより資する行政のあり方が模索できるものと思っております。引き続きの行財政改革の推進に期待いたします。

一方で、財政指標につきましては委員長が報告書で述べられたとおりではございますが、特に経常収支比率の悪化が懸念されるところであります。しかし、その要因は扶助費、人件費の増大、それに加えまして近年ではデジタル化関連経費の増加が義務的経費の拡大につながっているものと見受けられます。これらは太子町だけの問題ではなく、例えば少子・高齢化に代表されるような全国的な社会的、経済的環境の変化によるものであると思われます。自治体業務のデジタル化につきましては、さらに高度化しながら今後も続くと予想されます。ですから、デジタル化はその導入が目的ではなく、それを住民福祉の増進にどのように役立てていくかということがこれから問われることと思われます。常にその視点を持っていただいて、これからシステム構築と活用に取り組むことが必要ではないかと考えます。これは教育分野におけるG I G Aスクール構想についても同じであると思われます。

最後に、例年の夏の暑さにつきましては労働環境や施設の管理、食材の確保といった町の重要な業務に影響を与えつつあります。令和6年度も暑い夏でしたが、今年はそれを上回る暑さとなりました。夏場の気温上昇も、また今後も続くということを前提とした事業計画への配慮や注意が必要ではないかと考えます。困難な時代ではございますけれども、“和のまち太子”的の継承と持続的な発展のために引き続き努力されることに期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第21 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定に

## について

○議長（首藤佳隆）　日程第21、認定第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第5号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

　　福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員　それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告いたします。

　　委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①後期高齢者への移行があり全体の被保険者数が減少している中で、保険税に関して例年より少し増加している要因はとの質疑に、保険税の改正と収納率の上昇によりプラスになっているとの答弁があった。

②不納欠損額が昨年よりも増えている理由は何かとの質疑に、3年前に滞納処分の執行停止をしたため増えているとの答弁があった。

③県補助金が減額になっている理由はとの質疑に、普通交付金は歳出の医療給付費に当たるもので歳出の減少に伴い普通交付金も減っている、特別交付金は前年度比で約700万円の減額となっているが、主な理由は都道府県の交付金で健康増進事業等の市町独自の取り組みに対する交付金の減額であるとの答弁があった。

④特定健診委託料の執行額が減少した理由はとの質疑に、令和5年度受診者数1,453人、令和6年度1,394人と減っているため執行額としては減っているが、受診率は令和5年度29.6%に対して令和6年度は30.4%と上昇しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、認定第3号について報告いたします。

　　委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳出の保険給付費の総額が昨年度と比べて増額しているが主な要因はとの質疑に、介護認定

者数が令和5年度末に比べて令和6年度末では63名増え、それに伴い給付費も増加しているとの答弁があった。

②昨年度に任意事業で特に力を入れたところはあるかとの質疑に、地域包括のケア体制の充実で出前講座、介護予防講座、フレイル対策や認知症への備えなど普及啓発を実施したとの答弁があった。

③介護保険システムの改修委託料が全額不用額になっている理由はとの質疑に、介護保険制度の令和6年度の報酬改定に伴う基幹システムの改修のための予算を計上していたが、システム改修に費用がかからなかつたため不要になったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、認定第4号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①特定健診委託料が昨年度よりも増額しているが受診率はとの質疑に、令和6年度は16.57%で令和5年度と比べて若干増加しているとの答弁があった。

②被保険者証が昨年末より新規発行されなくなったことによるトラブル等はないかとの質疑に、後期高齢者については、しばらくの間、被保険者証に代わる資格確認書を全員に送付しており、受診の際のトラブルはあまり聞いていないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、認定第5号の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月2日火曜日午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①墓所の新規購入が4基、返還が11基あったということによいかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

②墓所の購入を促進する手立てはとの質疑に、ホームページや広報紙で啓発を行い、墓園管理棟にも掲示して募集をしていくとの答弁があった。

③墓園管理費の需用費の不用額約14万円の内訳はとの質疑に、緊急の修繕があったときのために修繕料を最後まで残している、残った場合は繰越金として次年度に繰り越しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

被用者保険の範囲の拡大によって会社の保険に入れる方がいる一方で、後期高齢者医療に移行される団塊世代が多いために被保険者数が年々減り続けている状況があります。収入が少ない被保険者で、しかも人数が減り続けることでかかる医療費がどんどん上がっていくために、保険料を上げざるを得ない負のスパイラルに陥っております。全国知事会も、政府に対して国保に国の補助を増額すべきだ、こういう要望を行っております。私は一般会計からの繰出金の増額や、あるいは基金を取り崩すなどの施策で負担を軽減すべきと考えております。令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していることになるために、本決算には賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度の兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

令和6年度から介護保険料の標準段階は11段階から14段階に多段階化し、9段階以上の保険料は上がり、一方で1から3段階は下がる条例改正となりましたけれども、全体としてどの階層にしても町民の負担は重いものに変わりはありません。とりわけ太子町は人口に占める高齢者人口が少なく、介護保険料を算出する際の分母が小さくなるために保険料が大きく出てくる、こういうからくりがあります。つまり、住む町の人口構成によって保険料が高くなるのは公平負担の原則に反すると考えております。したがって、本決算には賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

高齢化が進んで団塊の世代が後期高齢者に移行したために予算規模が徐々に大きくなっていること、併せて人口減少が続く現役世代の減少で現役世代の支援負担が拡大しています。後期高齢者にとってますます負担が増えることになるために、一般会計からの繰り出しを増やして後期高齢者の負担を少なくする施策が必要だと考えております。ところが、本決算はそうなっておりません。したがって、本決算に賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第25 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第26 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（首藤佳隆） 日程第25、認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について及び日程第26、認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました2件の議案について審査報告を行います。

まず、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①受水費を兵庫県企業庁から購入している年間受水量で割ると県水の単価は約121.6円になるが、算出方法はどのようなものかとの質疑に、計画給水量2,930立方メートルで1立方メートル当たりの単価が2,800円、申込給水量は2,000立方メートルで1立方メートル当たりの単価が1万2,400円、使用量は1トン当たり57円の合計に消費税を掛けて算出するとの答弁があった。

②町単独の浄水費の単価1立方メートル当たり34.1円に比べ県水は121.6円で約4倍である、県からの受水を減らす努力をしてほしいがいかがかとの質疑に、町でつくる水は原浄水の費用だけではなく配水費の中にも水をつくるための費用も含まれており、減価償却や長期前受金等、配水池まで水を送る費用も含まれている、県水は太田配水池まで送る費用で同じ条件で費用を算出すると83円になり約40円の差となる、また1日最大配水量が1万923立方メートルで、老原浄水場のみで処理をしているが不足分を県水で補う必要があるとの答弁があった。

③投資有価証券2,000万円の購入について幾つ銘柄を取得したのかとの質疑に、兵庫県令和6年度第3回公募公債（グリーンボンド・5年）0.633%、令和6年度第4回公募公債（グリーンボンド・10年）1.130%の2銘柄であるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、賛成多数により認定すべきものと決定した。

賛成、玉田正典委員、藤澤委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久副委員長。

なお、玉田晶久副委員長から反対討論があり、玉田正典委員から賛成討論があった。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、令和7年9月1日。件名、令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少數意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年9月3日水曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①19ページ、6、その他(2)他会計補助金等の使途について、一般会計負担金と一般会計補助金の違いはとの質疑に、一般会計負担金については汚水処理経費に係る基準内繰入金であり、汚水に係る経費のうち一般会計が負担すべきものと定められている、また一般会計補助金は下水道事業会計で受けている基準外繰入金で赤字補填に係る一般会計からの基準外繰入金であるとの答弁があった。

②皮革排水特別対策費補助金はどのように算定されるのかとの質疑に、皮革排水の単価から一般排水に係る単価を差引きし、前処理場の有収水量を掛けた額に補助率2分の1を掛けて算定するとの答弁があった。

③ストックマネジメントの促進に向け具体的な取り組みや計画をしているのかとの質疑に、ストックマネジメント計画を策定しており、処理場の機械設備、マンホールポンプやマンホール蓋の更新、前処理場ポンプ設備について耐用年数を鑑みながら更新する計画をしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により認定すべきものと決定した。

賛成、玉田正典委員、藤澤委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久副委員長。

なお、玉田晶久副委員長から反対討論があり、賛成討論はなかった。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これら委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について反対討論を行います。

株式会社東芝がフル回転していた時代とは異なって、人口減少や少子高齢化で大幅に水需要が減少しており、今後もその傾向が見込まれます。ところが、全体供給量の約15%である県水を購入しており無駄遣いとなっています。有収率を向上させる努力とともに県水の購入をやめる努力を求める意味で、賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 賛成の立場から発言をいたします。

資金の流れも安定しており、今後施設の老朽化対策に一層の期待をいたします。健全な経営と判断し、賛成といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定について、反対討論を行います。

本来であれば皮革汚泥前処理場は前処理を行う業者が処理場を建設すべきであるのに、国あるいは県の指導の下で町の施設として建設したことに間違いがあります。このため、決算書の報告にも記載のとおり、昭和52年に完成した皮革前処理場は事業利用者数が少なくなり、流入水量そのものも減少傾向にある一方で、設備等の老朽化に伴う維持費用が高額であるため、事業を継続する上で非常に厳しい状況にある、こういう記載がございます。本決算でも事業費用で前処理場運転管理業務委託に3,959万7,000円をはじめとして、揖保川流域維持管理負担金に254万6,364円、兵庫西流域汚泥処理負担金に300万912円等、合わせて4,500万円が支出されております。一方、資本的支出の前処理場分として201万4,201円が支出され、企業債の元金償還金の前処理分として410万9,316円が支出され、小計でいいますと約600万円の支出になります。先ほどの4,500万円と合わせて総合計で5,100万円が支出されていることになります。これだけ無駄な

経費を毎年つぎ込んでいるということになるわけです。

一方の収入でいきますと、前処理場の使用料が354万2,250円、県の補助金が69万4,000円で収入合計が420万円、つまり支出の1割にも満たない収入になっている、こういう状態にあります。引き続き事業者との協議を進捗させるとともに、施設規模の縮小あるいは廃止に向けて努力を促す意味を込めて賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

### 日程第27 議員派遣について

○議長（首藤佳隆） 日程第27、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、太子町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配りました議案のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配られました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

### 日程第28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（首藤佳隆） 日程第28、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時04分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月27日の招集以来、本日までの29日間でございましたが、この間、議員各位には一般会計等の決算認定をはじめ、条例の制定、各会計の補正予算など多数の重要な案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に一般会計委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御労苦に対して重ねて謝意を表する次第でございます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものであります。

間もなく10月を迎える、秋の気配を感じる季節となってまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に御留意されまして、町政発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）が閉会されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る8月27日に開会されました今期定例会におきましては、人事案件をはじめ、各種重要な案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営で得る限り反映できますよう努力をしてまいります。

厳しい暑さもようやく峠を越え、朝夕涼しさを感じられる好季節となってまいりました。議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 首藤佳隆

署名 議員 玉田晶久

署名 議員 松浦崇志